

平成21年1月8日

平成21年

第1回教育委員会臨時会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成21年第1回教育委員会臨時会会議録

平成21年1月8日午後2時00分大田区教育委員会臨時会を開催した。

1 出席委員

高山美智子	委員	委員長
野口和矩	委員	委員長職務代理者
櫻井光政	委員	
渡邊盛雄	委員	
清水繁	委員	教育長

計 5名

2 出席した職員

教育委員会事務局次長	金澤 彰
庶務課長	下遠野 茂
学務課長（私学行政担当課長兼務）	清水 耕次
指導室統括指導主事	内野 雅晶

計 4名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第1回大田区教育委員会臨時会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 高山 美智子

○委員長

ただいまから、平成21年第1回教育委員会臨時会を開催する。

○委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。
会議録署名委員に櫻井委員を指名する。

日程第1 「部課長からの報告事項」

○委員長

部課長からの報告を求める。

○指導室統括指導主事

東京都教育委員会を通じて、文部科学省より平成21年度全国学力・学習状況調査の実施及び参加についての情報提供があったので報告する。

この件については、近々に各区に対して参加意向調査が行われる予定であるが、現在国の事務作業に遅れが生じている。事務局としては、本調査は全国調査であり、国・教育委員会・学校がそれぞれの教育や教育施策、指導の改善に役立てることを目的としていることから、平成21年度も参加したいと考えている。

つきましては、今後正式通知が届いた段階で、教育委員会としての決定をいただきたいと思うが、参加する方向で準備を進めたいがよろしいか。

○委員長

ただいまの報告に質問はないか。

○野口委員

全国学力・学習状況調査の実施時期はいつか。

また、大田区独自の学習効果測定も実施すると思うが、その時期はいつか。

○指導室統括指導主事

国の実施する全国学力・学習状況調査は、平成21年4月21日（火）を予定している。また、大田区独自の学習効果測定については平成21年5月上旬を予定しているが、詳細な日程については、決定していない。

○委員長

ほかに質問はないか。

（「なし」との声あり）

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「議案審議」

○委員長

第1議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第1号議案 公文書開示決定に係る審査請求について説明する。

本審査請求は、平成20年第12回教育委員会定例会で審議いただいた審査請求と同一の請求者から提出されたものである。これまでの経過であるが、請求人より平成20年11月25日付で出された公文書開示請求に対し、実施機関である教育委員会事務局は平成20年12月1日付で公文書開示の決定をしたところ、請求人よりその決定に不服があるとして、平成20年12月15日付で審査庁である教育委員会に対して異議申立てがされた。なお、異議申立書という件名については、前回同様に審査請求書と読み替えていただきたい。

本日は、審議いただく内容は次の4点についてである。

1点めは審査請求の受理についてである。本審査請求書は不服審査法第4条、第5条に基づくものであり、同法第14条及び第15条の定められた審査請求期間、審査請求書の記載事項を満たしたものであり、適法なものとして受理していただくこととなるので、確認いただきたい。

2点めは口頭意見陳述の実施についてである。審査請求書の中に口頭意見陳述を求めるとの記載があった。これについては、行政不服審査法第25条第1項において、「請求人から申出のあった場合は、口頭で意見を述べる場を与えなくてはならない。」と定められている。事務局としては、口頭意見陳述の主宰者を庶務課長としたいと考えているが、審議の上、主宰者の決定をいただきたい。

3点めは、弁明書の提出についてである。弁明書については行政不服審査法第22号第1項に審査庁は行政庁に対して弁明書の提出を求めることが出来ると規定されている。事務局としては、教育長に審査請求に対して弁明書の提出を求めたいと考えているがご審議の上、決定をいただきたい。

4点目は、大田区情報公開・個人情報審査会への諮問である。弁明書、そして請求人からの反論書が整い、教育長及び請求人双方の主張、立証がすみしだい大田区情報公開・個人情報審査会へ諮問したいと考えている。

以上が本議案の説明である。

○委員長

それでは、第1号議案の審議に入る。

まずは、本審査請求書を受理するかどうかということである。

庶務課長から説明があったとおり、本審査請求書は、行政不服審査法に基づく審査請求であり、かつ定められた形式を満たしたものである。

教育委員会としては、「本審査請求書については、適法なものと判断し受理する。」としたいが、いかがか。

○櫻井委員

1つ確認したい。

処分庁が教育委員会事務局であり、審査庁が教育委員会という考え方になるのか。

○庶務課長

処分庁は教育長である。

○櫻井委員

そうすると上級行政庁が教育委員会ということによいのか。委員会の組織の中に教育長があるのではないか。それとも委員を兼任しているだけでシステムとしては上下の関係となるのと判断としてよいのか。

○庶務課長

今回は教育委員としての教育長ではなく、事務局の長としての教育長となるで、教育委員会が上級行政庁となる。

○櫻井委員

事務局と教育委員会の関係は、同じ組織ではないのか。

今回の提案内容については、原案どおりで良いと考えているが、前提の問題として、今回の行政処分に対して、決定をしたのが事務局であって、その上級行政庁が教育委員会であるという上下関係が成り立つのかどうかを確認したい。

○教育長

これまでも、行政不服審査法にかかる案件では、事務局の代表として教育長名で行政処分を行っており、それに対して不服申立てがあった場合は、教育委員会がその上級行政庁として審査するという2段階構造は確定した仕組みである。

教育委員会は、教育委員会のあらゆる仕事に対する合議体としての決定機関である。

今回の公文書開示は、教育委員会から教育長が事務を委任されて行った行政処分であ

り、それに対する審査請求である。そしてその不服申立てに対する審査、回答は、教育長へ委任されていないため、教育委員会が上級行政庁として判断、決定することになる。

教育長という職は、教育委員の一員としての特別職という要素と法的には事務局の長としての一般職の事務職員という位置づけもあり、2つを兼任しているような形になっているため、わかりにくいのかと思う。

○櫻井委員

了解した。確定した取扱ということであれば良い。

審査請求について適法かどうかという判断は、形式に不備がないかということであり、形式を満たしているのであれば受理するということは当然である。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」と声あり)

○委員長

では、本審査請求書は受理する。

次に本審査請求書の受理を決定したので、今後の審査を進めるにあたり、次の3点を確認する。

1点めは口頭意見陳述の主宰者の決定である。

請求人からの口頭意見陳述を行うにあたり、その主宰者を庶務課長に委任したいと思うがいかがか。

○櫻井委員

口頭意見陳述は行政不服審査法に定められている。国民主権、住民自治というところから権限を発するものなので拒否することはできない。

口頭意見陳述は請求人の主張を聞くことであり、その実施にあたっては、庶務課長が適任だと思う。

○野口委員

口頭意見陳述に係る主宰者というのは、請求人から指名されるということはあるのか。例えば、請求人が庶務課長ではなく、教育長に話したいと言った場合は変更しなくてはいけないのか。

○櫻井委員

請求人から逆指名をする権限はない。

○野口委員

了解した。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、口頭意見陳述の主催者を庶務課長に委任する。

2点目は弁明書の提出についてである。行政不服審査法第22条第1項に基づき、処分庁である教育長へ弁明書の提出を求めたいがいかがか。

○櫻井委員

よろしいと思う。

求めることができるという規定であるが、双方の主張、立証をする上できちんとした弁明を書面に残しておくことは必要だと思う。また審査会に諮問するにあたって、処分庁の見解を明らかにしておくことが、その進行をスムーズにさせるものとする。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、教育長に弁明書の提出を求めることとする。

なお、提出された弁明書については、行政不服審査法第22条第5項の規定により、その副本を請求人に送付する。

最後に大田区情報公開・個人情報保護審査会への諮問について確認する。大田区情報公開・個人情報審査会には、大田区情報公開条例に基づき、教育長からの弁明書、請求人からの口頭意見陳述等により双方の主張、立証が済みしだい諮問することとする。

今後、本審査請求については、大田区情報公開・個人情報審査会からの答申をまち、改めて教育委員会において、その内容について判断することとなる。

それでは、第1号議案 公文書開示決定に係る審査請求について、原案どおり決定してよいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定する。

これをもって、第1回教育委員会臨時会を閉会する。

(午後2時24分閉会)